

2019年度 研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進に

よる事業化支援(CRI)に係る

「よくあるご質問」

国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

2019年4月24日

I. 「橋渡し研究機関」の要件への該当確認に関すること

- Q1. 「橋渡し研究機関」になれるのは、どの機関ですか。
- A1. 本事業において、「橋渡し研究機関」になれるのは、国の研究機関、独立行政法人、公設試験研究機関若しくは大学共同利用機関法人に該当する公的研究機関、大学又は高等専門学校であって、日本国内に立地するものです。研究開発を本務とする常勤研究者や、研究開発を実施する施設及び設備を有するなど、「橋渡し研究機関」となるには研究開発のための人材や施設等も必要です。
- Q2. 高等専門学校(高専)は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A2. 高等専門学校(高専)は、「橋渡し研究機関」になれる。なお、国立か、公立か、私立かによる区分はしていません。
- Q3. 大学共同利用機関法人は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A3. 大学共同利用機関法人は、「橋渡し研究機関」になれる。なお、大学共同利用機関法人として確認を受けることも、大学共同利用機関の単位で確認を受けることも可能です。
- Q4. 技術移転機関(TLO)は、「橋渡し研究機関」になれるですか。
- A4. 本事業において、技術移転機関(TLO)は、「橋渡し研究機関」になりません。「橋渡し研究機関」には、中小企業等が助成事業で研究開発を行う時に、共同研究等の相手先として、中小企業等とともに研究開発に取り組み、当該「橋渡し研究機関」が持つ機能により、実用化まで結びつけることが期待されています。

本事業においては、例えば、A教授の特許を技術移転機関(TLO)が仲立ちして、中小企業等へ供与することをもって「橋渡し研究機関」とはしておりません。

Q5. 大学の産学連携部門は、「橋渡し研究機関」になれますか。

A5. 大学の産学連携部門のみを「橋渡し研究機関」とすることはできません(申請書中、「3 (大学の場合、必要に応じて)「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を希望する学部等」の欄に、産学連携部門のみを記載しても、「橋渡し研究機関」としては確認されません)。

「橋渡し研究機関」は、中小企業等が助成事業で研究開発を行う時に、共同研究等の相手先として、中小企業とともに研究開発に取り組むことを想定しております。

したがって、大学であれば、工学部、理学部等の研究開発に取り組む学部等が「橋渡し研究機関」として想定されます。

Q6. 大学は学部ごとに、「橋渡し研究機関」の確認をうける必要がありますか。

A6. 大学全体で確認をうけることも(学長等大学の代表者の方から申請)、学部等の単位で確認をうけることも(学部長等当該部門の代表者の方から申請)可能です。

中小企業等が大学と助成事業を実施する際、共同研究等の相手先は、「橋渡し研究機関」として確認された大学あるいは学部等であることが必要です。

例えば、A大学工学部が「橋渡し研究機関」として確認された場合、A大学医学部を共同研究等の相手先とした助成金交付提案は、「橋渡し研究機関」の参画を必須とするという要件を満たさず、不採択となります。

Q7. 私立大学は、「橋渡し研究機関」になれますか。

A7. 私立大学は、「橋渡し研究機関」になれます。大学について、国立か、公立か、または私立かによる区別はしていません。

Q8. 公的研究機関、大学又は高専の立地に制限はありますか。

A8. 「日本国内に立地する」ことを要件としております。

なお、日本国内であれば、いずれの地域であっても制限はありません。

Q9. 技術研究組合は「橋渡し研究機関」になれますか。

A9. 技術研究組合は「橋渡し研究機関」にはなれません。

Q10. NEDOから「橋渡し研究機関」の紹介をしてもらえますか。

A10. NEDOから、個別の「橋渡し研究機関」のご紹介はいたしません。

「橋渡し研究機関」として確認された公的研究機関、大学又は高等専門学校(高専)の名称はNEDOのホームページで公表いたします。

Q11. 「橋渡し研究機関」の確認申請を考えていますが、所属の機関が「公設試験研究機関」かどうかわかりません。

A11. 地方自治体により設置された試験研究機関を「公設試験研究機関」(以下「公設試」という。)といいます。地方自治体により設置されていることを確認するためには、試験研究機関ごとの条例や行政組織規則をご確認ください。

Q12. 公設試ですが、地方独立行政法人です。「橋渡し研究機関」になれますか。

A12. 地方独立行政法人であっても、公設試であれば、「橋渡し研究機関」になれます。

Q13. 共同研究先の中小企業等が助成金の交付提案をするのと同時期に「橋渡し研究機関」の確認申請をする場合、確認申請書は当機関の分だけ送付すればよいでしょうか。それとも、共同研究先の中小企業等からの助成金交付提案書と同送する必要がありますか。

A13. ご自身の機関の確認申請書だけご送付ください。ただし、共同研究先の中小企業等の助成金交付提案書に「橋渡し研究機関」としてご自身の機関名等を忘れずに記入ください。

Q14. 共同研究先となる中小企業等が複数ある場合、複数の確認申請書を提出する必要がありますか。

A14. 確認申請書は1度だけご提出ください(正1部+写し2部)。

その際、「(添付資料4)共同研究等先となる中小企業の情報」に、共同研究先となる中小企業等を列挙し、添付してください。

Q15. 「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認にあたって、KPI等の定量的な目標設定がされていることは必須の要件でしょうか。

A15. 必須の要件ではありません。ただし、橋渡し研究機関としての仕組みの強化に取り組んでいただきたく、その状況の明確化と取組の促進のため、KPI等の定量的な目標を設定していただきたいと考えています。

Q16. 「申請者の区分」が大学である場合は、「産学官連携による共同研究強化のためのガイドライン」に則り確認申請書の作成が必要ですが、【大学用】の様式に掲

げられている全ての項目を記入しなければいけないのでしょうか。

A16. 当ガイドラインは、大学等における産学官連携による共同研究を推進する観点から取りまとめられたものであり、連携活動の推進に活用していただくことが重要です。そのため【大学用】の様式に設けています①以降の全項目を埋めていただく事が重要ではなく、それが難しい場合であっても、今後の改善予定等を含めまして現状の取組み状況を可能な限り記入してください。ただし、【大学以外用】の様式と共通している1.～5.の各項目に関しましては、全て記入をお願いいたします。

Q17. 今回の「橋渡し研究機関」の確認申請受付では、共同研究先となる中小企業等が決まっていなくても、「橋渡し研究機関」の確認申請はできますか。

A17. 今回の「橋渡し研究機関」の確認申請受付(2019年4月5日～5月10日)では、共同研究先となる中小企業等が決まっていなくても、「橋渡し研究機関」の確認申請はできます。

2019年度研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援(CRI)(助成事業)への参画を希望される機関は必ず今回の確認申請受付で申請をしてください(平成27年度以降に「橋渡し研究機関」の要件への該当の確認を受け、2019年3月に確認期間を更新している公的研究機関、大学又は高専については、本要領に基づく申請は必要ありません。)

2019年度研究開発型ベンチャー支援事業／橋渡し研究開発促進による事業化支援(CRI)(助成事業)への参画が可能となるタイミングで「橋渡し研究機関」の確認申請を受け付けるのは今回だけです。今年度中に追加で確認申請受付の期間は設けません。

Q18. 2019年度より助成事業の名称と内容が変更となりましたが、これによって橋渡し研究機関の再度の確認申請が必要でしょうか。

A18. 不要です。橋渡し研究機関は特定事業専用のもではなく、NEDO 全体として活用可であるためです。

Ⅱ. 助成金に関すること

Q1. 助成事業の対象分野を教えてください。

A1. 助成事業の対象分野は以下のとおりです。

- ①新産業の振興のためのイノベーションの創出に資する新規性・革新性の高い実用化開発であること。
- ②事業期間終了後、概ね3年以内に実用化が可能な具体的な計画を有すること。

(注1) 鉱工業技術に関する技術開発であること(原子力に係るものを除く。)

(注2) 実証段階にあっても、技術開発要素があると認められるものについては、提案可能です。(創薬等の開発で治験を実施する場合は第Ⅱ相まで提案可能ですが、治験に係る外注費は原則として助成対象外となります。)

(注3) 本事業において「実用化」とは、販売又はライセンスアウトにより収入が発生する事をいいます。なお、創薬等の技術開発で治験を伴う場合は、計画した臨床試験が成功し、次のフェーズの試験に移行することをもって実用化とみなします。

(注4) 事業期間中におけるサンプル出荷等(出荷先からの評価結果を当該技術開発に反映させるために行うもの)については、原則、無償にて実施するものとします。

Q2. 助成金の補助率を教えてください。

A2. 2/3以内です。共同研究等費についても、2/3以内です。

1/3については、助成事業者(中小企業等及び組合等)の負担となります。

Q3. 助成金の交付提案の時、「橋渡し研究機関」とは共同提案をするのですか。

A3. 助成金交付提案の提案者は、中小企業等または組合等が1者単独で提案者となります。

「橋渡し研究機関」は、共同研究等先として、研究開発体制に盛り込んでいただきます。

Q4. 「橋渡し研究機関」や「橋渡し研究機関」以外の共同研究先が複数でもよいでしょうか。

A4. 複数の「橋渡し研究機関」が参画することは可能です。「橋渡し研究機関」以外の研究機関との共同研究等に係る費用は本事業の対象になりません。

以下の点について、ご注意ください。

- ① 複数の公的研究機関、大学又は高専を「橋渡し研究機関」とするためには、すべての公的研究機関、大学又は高専が要件への確認をうける必要があります。
- ② 助成金交付提案時に、複数の公的研究機関、大学又は高専が「橋渡し研究機関」の要件への該当確認を申請され、「橋渡し研究機関」の要件を満たさない公的研究機関が1機関でもあった場合には、確認できなかった「橋渡し研究機関」の担当部分が要件を満たさないことになり、助成金の交付提案も

不採択となります。

Q5. 当社の親会社の親会社が大企業です。当社は、助成事業の対象者になれますか(みなし大企業に該当するのでしょうか。)

A5. 貴社及び親会社が大企業でなければ、親会社の親会社が大企業であっても、助成対象事業者になります。

Q6. 「橋渡し研究機関」との共同研究等の契約はいつ締結すればよいでしょうか。

A6. 交付決定後速やかに共同研究等の契約を締結してください。

Q7. 収益納付とは何か教えてください。また、いくらくらい納付するのでしょうか。

A7. 助成事業の実施結果を実用化すること、産業財産権等の譲渡又は実施権の設定をすること、及び助成事業の実施結果を他へ供与することにより、相当の収益が認められたときは、原則、その収益の一部をNEDOに納付していただきます。納付額は、所定の算出式により決定します(算出式は、公募要領15,16ページをご確認ください。)

収益納付すべき期間は、助成期間の終了年度の翌年度以降5年間です。

なお、納付額は助成額が上限となります。

Q8. 製造設備のための機械装置の購入費用は助成対象になりますか。

A8. 製造設備のための機械装置の購入費用は助成対象になりません。助成対象になるのは、研究開発用のものだけです。

Q9. 助成金の交付提案の時に、共同研究先となる「橋渡し研究機関」を決定しておく必要はありますか。

A9. 助成金の交付提案の時に、共同研究先となる「橋渡し研究機関」(申請中の公的研究機関、大学又は高等専門学校を含む)を決定しておく必要があります。「橋渡し研究機関」にご所属の共同研究者と貴社との間で、本助成事業で取り組む研究内容について十分相談をしていただき、助成金交付提案書を作成してください。

Q10. 直近3年分の財務諸表の提出は必須の要件ですか。

A10. 設立して間もないために提出不可ならば必須ではありません。その場合は設立年を示す全部事項証明書、及び可能な期間(1年分または2年分)の財務諸表を提出してください。

Q11. 「金融機関等からの推薦」「採用予定先(取引先)等からの推薦」は必須の要件ですか。

A11. 「金融機関等からの推薦」「採用予定先(取引先)等からの推薦」は、必須の要件ではなく、助成事業者を決定する際に配慮する項目です。推薦が無くても提案は可能です。

Q12. 大学発ベンチャーキャピタルから出資を受け、株式数や出資等の占める割合が高いのですが、大企業とみなされますでしょうか。

A12. もしそのベンチャーキャピタルが大企業ではないならば、大企業とはみなされませんので、ベンチャーキャピタルの会社情報を御確認ください。また、本事業において、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとしております。

- ・ 中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社
- ・ 廃止前の中小企業の創造的事業活動の促進に関する臨時措置法に規定する指定支援機関(ベンチャー財団)と基本約定書を締結した者(特定ベンチャーキャピタル)
- ・ 投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合

Q13. 「共同研究契約に係る同意確認書」(別添 6)には誰が署名すればよいのでしょうか。また、添付する共同研究契約書(案)を含めて押印は不要でしょうか。

A13. 各組織の主任研究者(例:大学ならば教授クラスの方)が署名してください。もし可能ならば代表者(例:大学ならば学長)の署名が好ましいですが、必須ではありません。同意確認書と共同研究契約書(案)のいずれも押印は不要です。

Q14. 共同研究費、すなわち共同研究先の橋渡し研究機関の経理状況を NEDO は確認しますか。

A14. はい。NEDO は提案者の企業を通じて共同研究費の状況を間接的に確認いたします。よって、提案者の企業は自身の経理面の管理だけではなく、共同研究先の橋渡し研究機関へ赴いて、共同研究費の経理状況を確認する必要があります。

公開・追記の履歴

2019年4月24日公開